

園芸産地における事業継続強化対策実施要領

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 制 定 | 令和3年1月29日付け2生産第1828号 農林水産省生産局長通知 |
| 改 正 | 令和3年12月20日付け3農産第1860号 農林水産省農産局長通知 |
| 改 正 | 令和4年12月6日付け4農産第3377号 農林水産省農産局長通知 |
| 改 正 | 令和5年11月30日付け5農産第3205号 農林水産省農産局長通知 |

第1 趣旨

園芸産地における事業継続強化対策の実施に当たっては、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるところのほか、本要領によるものとする。

第2 事業の内容等

本事業では、都道府県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」（以下「推進計画」という。）に基づき、非常時の対応能力向上に向けて、次の1及び2に掲げる取組を実施するものとする。

1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備

事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力体制（従業員の融通）の構築に係る取組、事業継続計画の推進に向けた講習会の開催やマニュアルの策定

2 園芸産地における事業継続計画の実践

(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証

被災時に早急に復旧させるための自力施工技術の研修会の開催及び自力施工マニュアルの策定、研修（外部）の受講による技能習得並びに災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組

(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するために実施する、既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組

第3 事業実施主体等

本事業の事業実施主体及び取組主体（以下「事業実施主体等」という。）は、交付等要綱別表に定めるとおりとする。

第4 補助対象経費

- 1 本事業において補助対象とする経費は、第2の取組を行うために直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費とする。また、その経理に当たっては、別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。
 - (1) 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備
第2の1の取組に直接必要な備品費、会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等とする。
 - (2) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証
第2の2(1)の取組に直接必要な備品費、会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、研修費、資料購入費、消耗品費、資材費、役務費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等とする。
 - (3) 既存ハウスの補強等の被害防止対策
第2の2(2)の取組に直接必要な通信運搬費、借上費、消耗品費、資材費、役務費、機械設備費、旅費、委託費、雑役務費等とする。
- 2 次の(1)から(4)までに掲げる経費は、補助対象としない。
 - (1) 経費の根拠が不明確な取組又は履行を確認できない取組に係る経費
 - (2) 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
 - (3) 施設用地の整地や改良などの整備費
 - (4) 施設等の撤去費(第2の2(1)災害復旧の実証を除く)

第5 事業実施期間

交付等要綱第4の農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が別に定める事業実施期間は、交付決定の日から令和7年度末までとする。

第6 事業の目標年度及び成果目標

交付等要綱第4の農産局長が別に定める成果目標の設定に関し、必要な事項は以下のとおり定める。

- 1 本事業の目標年度は、令和7年度とする。
- 2 事業実施主体等は、非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウスの面積を成果目標指標として設定し、目標年度までに、全ての面積について、第7の1に掲げる都道府県が作成する推進計画に基づき、園芸産地の非常時の対応能力向上の取組を実施することとする。

第7 事業の実施手続

交付等要綱第4の農産局長が別に定める事業の実施に必要な手続については、以下に定めるところにより実施するものとする。

- 1 推進計画の策定
都道府県は、事業の申請前までに推進計画を策定するものとする。推進計画には、

非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウスの面積における推進計画の実施方針、推進体制、令和7年度までの具体的な取組内容等を盛り込むものとする。

2 園芸産地における事業継続計画（案）の作成

都道府県を除く取組主体は、事業の申請前までに「園芸産地における事業継続計画（案）」を作成するものとする。「園芸産地における事業継続計画（案）」には、非常時の対応能力向上に向けて、想定する災害と内容、災害発生前後における農業経営に与える影響と取組内容、事業継続に向けた維持管理、令和7年度までの具体的な取組内容等を盛り込むものとする。

3 事業実施計画の作成等

(1) 都道府県を除く取組主体は、別記様式第1号により産地事業計画（以下「産地計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。産地計画には、「園芸産地における事業継続計画（案）」を添付するほか、第2の2(2)の取組を行う場合にあっては、別記様式第1号別添（別紙1）により、助成対象となるハウス及び当該ハウスの利用者又は所有者（以下「助成対象者」という。）、補強等の具体的内容等を定めた補強等計画書を添付するとともに、非常用電源の導入を行う場合にあっては、別記様式第1号別添（別紙2）により非常用電源共同利用計画書を添付するものとする。さらに、農業機械等のリース導入を行う場合にあっては、別紙様式第1号別添（別紙3）により農業機械等リース計画書を添付するものとする。

なお、取組主体（都道府県及び市町村を除く。）にあっては市町村を經由又は經由せずに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された産地計画の内容を審査し、補助要件、成果目標、採択基準等のほか、当該都道府県の推進計画に照らし適正と認めた場合は、当該産地計画の内容及び都道府県自らが取組主体となって取り組む内容を盛り込んだ都道府県事業計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別記様式第2号により地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。また、都道府県を除く取組主体が策定した「園芸産地における事業継続計画（案）」も併せて提出するものとする。

(3) 産地計画及び都道府県計画については、年度ごとに作成するものとし、事業実施期間中、毎年度、当該計画について、(1)及び(2)の手続を行うものとする。

4 事業実施計画の承認等

(1) 地方農政局長は、3の(2)により提出された都道府県計画について、補助要件を満たしているか確認を行った後、当該計画と「園芸産地における事業継続計画（案）」を農産局長に提出するものとする。

(2) 農産局長は、(1)により提出のあった都道府県計画について、別記採択基準に基づき、ポイントの高い順に採択優先順位を定め、農産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、農産局長が別に定める審査基準に基

づく審査を受けた上で、予算の範囲内で採択するものとし、その結果を地方農政局長に通知するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)の通知に基づき、都道府県計画を承認するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の承認に基づき、産地計画を承認するものとする。

(5) 取組主体（都道府県を除く。）は、承認を受けた産地計画について、次に定める重要な変更を行おうとする場合には、変更する内容を明らかにした産地計画を3の(1)に準じて都道府県知事に提出するものとし、当該都道府県知事は、(6)の承認に基づき、これを承認するものとする。

ア 経費の配分の変更

イ 事業の中止又は廃止

ウ 取組主体の変更

エ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

オ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(6) 都道府県知事は、取組主体（都道府県を含む。）が(5)のアからオまでに定める重要な変更を行おうとする場合又は承認を受けた都道府県計画について次に定める重要な変更を行おうとする場合には、変更する内容を明らかにした都道府県計画を地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、次に定めるエの重要な変更を行う場合には、(1)から(3)までに準じて承認を受けるものとする。

ア 経費の配分の変更

イ 事業の中止又は廃止

ウ 取組主体の変更

エ 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

オ 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

5 計画の事前承認

(1) 都道府県計画の事前承認

都道府県は、事業年度開始前においても3の(2)に準じて都道府県計画を作成し、都道府県を除く取組主体が策定した「園芸産地における事業継続計画(案)」と併せて、地方農政局長に提出することができる。この場合において、地方農政局長は、4の(1)から(3)に準じて当該計画を承認するものとし、承認を受けた都道府県計画は、当該計画の重要な変更のない限り、1に基づく承認を受けたものとして取り扱うこととする。

(2) 産地計画の事前承認

取組主体は、事業年度開始前においても3の(1)に準じて産地計画を作成し、「園芸産地における事業継続計画(案)」と併せて、都道府県知事に提出することができる。この場合において、都道府県知事は、4の(4)に準じて当該計画を承認するものとし、承認を受けた産地計画は、当該計画の重要な変更のない限り、2に基づく承認を受けたものとする。

6 事業の着工等

(1) 取組主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律

第179号) 第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着工又は着手(以下「着工等」という。)を行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、取組主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、取組主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業の着工等を行う場合にあっては、取組主体は、あらかじめ都道府県知事又は地方農政局長(都道府県以外の取組主体は都道府県知事、都道府県は地方農政局長。以下同じ。)の適正な指導を受けた上で、交付決定前着手届を別記様式第3号により、都道府県知事又は地方農政局長に提出するものとする。

この場合においては、都道府県知事は、交付等要綱第7の規定による申請書(以下「交付申請書」という。)の提出時に、地方農政局長に取組主体(都道府県を除く。)から提出のあった交付決定前着手届を併せて提出するものとする。

- (3) 都道府県知事又は地方農政局長は、(1)のただし書きによる着工等については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう取組主体を指導するほか、着工等後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況の報告等

交付等要綱第24の農産局長が別に定める事業実施状況の報告については、以下に定めるところにより実施するものとする。

- 1 取組主体(都道府県を除く。)は、別記様式第4号により、産地計画の事業の実施状況を事業実施年度の翌年度の7月末日までに、都道府県知事に報告するものとする。この際、事業の実施によって策定された「園芸産地における事業継続計画」を提出するものとする。

この場合において、取組主体(都道府県及び市町村を除く。)にあっては、第7の3(1)のなお書きと同様に、市町村を経由し、又は市町村を経由せずに都道府県知事に報告することとする。

- 2 都道府県知事は、1の報告を取りまとめ、都道府県が取組主体となっている事業の実施状況と併せて、別記様式第5号により、都道府県計画の事業の実施状況及び「園芸産地における事業継続計画」を事業実施年度の翌年度の8月末日までに地方農政局長に報告するものとする。この場合において、都道府県知事は、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には取組主体に対して必要な指導を行い、その内容についても併せて地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2の報告の内容を検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、都道府県知事に対して必要な指導を行うものとする。
- 4 地方農政局長は、3の指導を行った場合は、その内容について、2の事業実施状

況報告と併せて農産局長に報告するものとする。

第9 事業の評価等

交付等要綱第25の農産局長が定める事業の評価は、以下に定めるところにより実施するものとする。

- 1 取組主体（都道府県を除く。）は、目標年度の翌年度において、産地における成果目標の達成状況について別記様式第6号別添により産地自己評価シートを作成し、変更がある場合にあつては、「園芸産地における事業継続計画」と併せて、目標年度の翌年度の7月末までに、都道府県知事に報告するものとする。この場合において、取組主体（都道府県及び市町村を除く。）にあつては、第7の3（1）のなお書きと同様に、市町村を経由し、又は市町村を経由せずに都道府県知事に報告することとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を取りまとめ、都道府県が取組主体となっている事業の成果目標の達成状況と併せて、都道府県計画で定めた成果目標の達成状況の評価する都道府県自己評価シートを作成し、変更がある場合にあつては、当該事業で都道府県を除く取組主体が策定した「園芸産地における事業継続計画」を併せて、別記様式第7号により、目標年度の翌年度の8月末日までに地方農政局長へ報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2の報告を受けた場合には、遅滞なく、関係部局で構成する検討会等においてその内容について点検評価を行うものとする。検討会等の開催に当たっては、必要に応じて都道府県から聞き取りを行い、別記様式第8号により評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長は、3の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断した場合には、当該都道府県知事に対し、目標を達成するまでの毎年度、別記様式第9号により改善計画を提出させ、目標達成に向けて取り組むよう指導するものとする。
ただし、以下の（1）又は（2）に該当する場合において、都道府県知事から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画が提出され、地方農政局長がやむを得ないと認めるときは、関係部局で構成する検討会等に諮り、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。
（1）自然災害の発生により取組の実施が困難となるような事態が生じている場合
（2）社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 5 4の地方農政局長による指導が行われた場合には、都道府県知事は指導の内容を踏まえて1及び2に準じて自己評価を行い、地方農政局長はその内容を3に準じて点検評価するものとする。
- 6 地方農政局長は、3及び5の点検評価並びに4の指導を行った場合は、その結果及び内容について農産局長に報告するものとする。
- 7 農産局長は、地方農政局長が行った点検評価結果について、評価検討委員会に諮り、当該委員会の意見を踏まえて最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- 8 地方農政局長は、7により取りまとめられた最終的な評価結果を別記様式第10号

により公表するものとする。

第10 事業の実施基準

- 1 本事業の取組主体は、参考様式4による申出書により、「園芸産地における事業継続計画」を実践するために、非常時の対応能力向上に向けた必要な協力体制を整備することを確認できるものに限ることとする。
- 2 第2の2(2)の取組の助成対象となるハウスは、助成対象者からの申出書により、助成対象者が今後10年以上利用する意思があることを確認できるものに限ることとする。
- 3 第2の2(2)の取組を行う場合にあつては、助成対象者は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)において、同内容の取組を実施していない場合に限るものとする。
- 4 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとしなければならない。
- 5 事業実施主体等は、本事業の趣旨を踏まえ、マニュアルや技術講習会資料等の成果物について、可能な限り広く公表及び普及に努めるものとし、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。
- 6 第2の2(2)の取組において、農業機械等をリース導入する場合は、次に掲げる事項について、留意することとする。
 - (1) 農業機械等のリース期間は、実施要領第5に定める事業実施期間(年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。)以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)以内とする。
 - (2) リースによる導入に対する助成額(以下「リース料助成額」という。)については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格(税抜)」×助成率(1/2以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格(税抜)」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{助成率(1/2以内)}$$
$$\text{「リース料助成額」} = (\text{「リース物件購入価格(税抜)」} - \text{「残存価格」}) \times \text{助成率(1/2以内)}$$
- 7 第2の2(2)の取組を行う場合にあつては、助成対象者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から当該ハウスの保守管理に取り組むとともに、天災

等により被災した際に円滑な補修及び再取得が可能となるよう、当該ハウス及び本事業で購入する機械設備を対象として、次のいずれかに確実に加入するものとする。
(1) 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下同じ。）に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）

(2) 民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）

8 第2の2（2）の取組を行う場合にあつては、助成対象者は、非常時に事業を継続する観点から、農業保険法に基づく収入保険（以下「収入保険」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

9 第2の1の取組を実施する場合にあつては、取組主体は、講習会の受講者等に対し、収入保険や園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への積極的な加入を促すものとする。

10 本事業により導入した機械設備については、本事業名等を表示するものとする。

11 第2の2（2）の取組において導入する非常用電源は、取組主体内の複数の助成対象者で共同利用される場合に限るものとする。

12 第2の2（2）の取組を行う場合にあつては、助成対象者の個々の経営体においても、事業継続計画を策定することとする。

第11 不用額等の返還

農産局長又は地方農政局長は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

本事業を活用して補強したハウス及び導入した機械設備が産地計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であつて、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときについても同様とする。

第12 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長に報告するものとする。

第13 管理運営

1 管理運営

本事業により補助を受けて購入した機械設備のうち1件当たりの取得金額が50万円以上（税抜）のものについては、耐用年数が経過するまでは、取組主体又は助成対象者による善良なる管理者の注意をもって当該機械設備を管理するとともに、

当該機械設備を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事を経由し、地方農政局長の承認を受けることとする。非常用電源を導入する場合にあっては、取組主体又は助成対象者は、管理利用規程及び管理台帳を整備し、それに基づく確実な管理運営を実施するものとする。

また、取組主体又は助成対象者は、本事業により補助を受けて補強したハウス及び導入した機械設備を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、都道府県知事は、実施要領に定めているもののほか、取組主体への補助金の交付方法等の詳細について、必要に応じて定めることができるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

第14 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の園芸産地における事業継続強化対策実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、令和4年12月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前の園芸産地における事業継続強化対策実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、令和5年11月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の「園芸産地における事業継続強化対策実施要領」に基づき実施した事業については、なお従前の例によることとする。

別表

| 費目 | 細目 | 内容 | 注意点 |
|-----|-------|---|---|
| 備品費 | | <p>本事業を実施するために直接必要な備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）</p> | <p>取得単価が50万円以上（税抜）の機器及び器具については、見積書（該当する設備備品が1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上から取得すること。以下同じ。）やカタログ等を添付すること。</p> <p>耐用年数が経過するまでは、取組主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。</p> <p>当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を締結すること。</p> |
| 事業費 | 会場借料 | <p>本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p> | |
| | 通信運搬費 | <p>本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費</p> | <p>切手は物品受払簿で管理すること。</p> |
| | 借上費 | <p>本事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、機械・施設、ほ場等の借上費</p> | |
| | 印刷製本費 | <p>本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費</p> | |
| | 研修費 | <p>本事業を実施するために直接必要な研修の受講に係る経費</p> | |
| | 資料購入費 | <p>本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費</p> | <p>新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。</p> |
| | 消耗品費 | <p>本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（補助事業実施期間内）</p> | <p>消耗品は物品受払簿で管理すること。</p> |

| | | | |
|----|-------|--|---|
| | | <p>又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験、研修等に用いる少額な器具等 | |
| | 資材費 | <p>本事業を実施するために直接必要な実技講習に要する資材、ハウスの保守管理や補強に要する資材及び防風ネット設置に要する資材等の購入に係る経費</p> | <p>見積書やカタログ等を添付すること。</p> |
| | 役務費 | <p>本事業を実施するために直接必要なハウスの補強や防風ネットの設置、災害復旧の実証に係る撤去等に要する役務費</p> | |
| | 機械設備費 | <p>本事業を実施するために直接必要な融雪装置や換気扇、非常用電源等の購入及び設置に係る経費</p> | <p>取得単価が50万円以上（税抜）の機械設備については、見積書やカタログ等を添付すること。</p> <p>耐用年数が経過するまでは、取組主体又は助成対象者による善良なる管理者の注意をもって当該機械設備を管理する体制が整っていること。</p> <p>当該機械設備を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を締結すること。</p> <p>非常用電源については、燃油やプロパンガス等、電気以外の動力源を用いるものとし、発電能力が、停電時において必要とされる適度な電力容量を有すること。</p> |
| 旅費 | 委員等旅費 | <p>本事業を実施するために直接必要な会議への出席、研修会等での講演や技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費。また、協力体制整備に係る旅費として、協力員へ支払う</p> | |

| | | | |
|------|-------|---|--|
| | | 経費 | |
| | 調査等旅費 | 本事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、技術指導、打合せ、成果発表等に係る経費 | |
| 謝金 | 謝金 | 本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費。また、協力体制整備に係る謝金として、協力員へ支払う経費 | 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 取組主体に従事する者に対する謝金は認めない。 |
| | 原稿料 | マニュアルの作成、研修会での講演等に必要原稿執筆に対する謝礼に必要な経費 | |
| 賃金 | | 本事業を実施するために直接必要な業務（ハウスの補強を除く。）を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）に係る経費 | 雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 |
| 委託費 | | 本事業の交付目的である事業の一部（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 | 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 補助金の額の50%未満とすること。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。 |
| 雑役務費 | 手数料 | 本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 | |
| | 印紙代 | 本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼り付ける印 | |

| | | | |
|--|-----|---|--|
| | | 紙の経費 | |
| | 保険料 | 本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費や、講習会の開催、災害復旧の取組実証に係る取組主体の負担する保険料 | |

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず取組主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合にあっては認めないものとする。

別記

園芸産地における事業継続強化対策の採択基準

- 1 都道府県計画の採択に当たっては、都道府県計画が交付等要綱及び実施要領の補助要件等に基づき適切に策定されていることを基準とする。
- 2 1の確認の結果、適正と判断される都道府県計画について、取組の要望額を配分する。
- 3 取組のうち第2の1及び2（1）を優先して、取組の要望額を配分し、配分後の残額で第2の2（2）の取組の要望額を配分する。
- 4 都道府県計画のポイントについて、次の表に掲げる指標（1）から（4）までに定めるポイントを合計することにより算定する。
- 5 取組の要望額の配分は、都道府県計画のポイントの高い順に採択優先順位を定め、予算額の範囲内で採択するものとする。

同一ポイントを獲得した都道府県計画が複数ある場合には、本対策が都道府県の国土強靱化地域計画に位置付けられている都道府県計画を優先して配分し、さらに、第2の2（2）の取組の実施面積1ha当たり補助金要望額の小さい順に採択するものとする。

| 指標 | ポイント |
|---|--|
| （1）成果目標の水準（推進面積の割合） 当該都道府県における事業継続計画（BCP）を推進すべき面積（備えが必要なハウス面積）に対し事業実施年度でBCP推進に取り組む面積の割合 | 40%以上・・・10ポイント 30%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 10%未満・・・2ポイント |
| （2）園芸施設共済等への加入率 当該都道府県の取組主体における園芸施設共済等の加入率 （取組主体のうち新規に事業申請する施設園芸の農業者における申請時点加入率を算出する） | 80%以上・・・10ポイント 70%以上・・・8ポイント 60%以上・・・6ポイント 50%以上・・・4ポイント 50%未満・・・2ポイント |
| （3）収入保険への加入率 当該都道府県の取組主体における収入保険の加入率 （取組主体のうち新規に事業申請する施設園芸の農業者における申請時点加入率を算出する） | 40%以上・・・10ポイント 30%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 10%未満・・・2ポイント |
| （4）加算ポイント（都道府県の取組状況） 当該都道府県において、以下の①～③の項目のうち、該当する2項目までの点数の合計 | （最大で10ポイント） |

| | |
|--|---|
| <p>①農業版事業継続計画（BCP）の策定マニュアルが整備されている。</p> | <p>5ポイント</p> |
| <p>②都道府県や市町村の補助事業による補助率の上乗せ措置がされている又はされることが確実である。</p> | <p>（最大で5ポイント）※合算不可 都道府県での上乗せ措置 ・・・・・・・・5ポイント 1以上の市町村での上乗せ措置 ・・・・・・・・3ポイント</p> |
| <p>③事業を実施する地域において、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条に基づく地域計画が策定済みである。 又は基盤強化法第18条に基づく協議の場を設置し、協議を実施している。</p> | <p>（最大で5ポイント）※合算不可 地域計画を策定済み ・・・・・・・・5ポイント 協議の場を設置し、協議中 ・・・・・・・・3ポイント</p> |